

景観計画区域に設置される太陽光パネルの取り扱いについて

平成23年3月に発生した東日本大震災以降、太陽光をはじめとするクリーンエネルギーによる電力確保の気運が全国的に高まってきています。

今後、本市においてもこのような気運の高まりから、特に太陽光パネルを住宅や事業所の屋根等に設置する案件の増加が予想されます。

しかし現在、本市において審査の際、運用している「鳥取市景観計画」および「鳥取市景観形成条例」では、このような工作物への具体的な審査項目が示されていない状況にあります。このような状況に対し、本市では現在、「鳥取市景観計画」および「鳥取市景観形成条例」の範囲内で以下のような方針で、審査運用しております。

1. 鳥取県および他市の対応状況

(1) 鳥取県(景観まちづくり課)

- * 県内各市町村から、このような事例に関し問い合わせがあった場合には、工作物の新設又は移転項目の②広告板等その他これらに類するものとして、取り扱うのが妥当であると回答をしている。
- * 県の景観計画が及ぶ範囲で、これまでに申請事例はない。

(2) 米子市(建設部都市計画課)

- * 崎津工業団地内に設置の大規模太陽光発電施設について、審査した事例あり。
- * このときの審査対応としては、県の取り扱いと同様に「米子市景観計画」の届出が必要な行為において、工作物の新設又は移転項目の②広告板等その他これらに類するものとして審査を行った。
- * この案件について、審査を行った際、太陽光パネルが彩度基準に適合していることが解る資料を整えてもらい、適合していることが確認できたため、許可を出している。その際、特別光の反射等に配慮してもらうような指導は行っていない。

(3) 倉吉市(建設部景観まちづくり課)

- * 関金町関金地内に設置の大規模太陽光発電施設について、審査した事例あり。
- * このときの審査対応としては、県の取り扱いと同様に「倉吉市景観計画」の届出が必要な行為において、工作物の新築又は移転項目のイ広告塔、広告板その他これに類するものとして審査を行った。

2.現在の本市運用について

鳥取県の見解や米子市と倉吉市の対応事例に基づき、本市においても設置される太陽光パネルについては、現在の「鳥取市景観計画」および「鳥取市景観形成条例」の届出対象行為の中で、工作物の新設又は移転の項目②広告板等その他これらに類するものとして取り扱っています。届出の審査の際には、設置されるパネルの色彩彩度が基準値に適合してあることを確認できる書類の整理を設置者に求め、基準値に適合していることを確認の上、許可しています。

なお、届出が必要となる規模要件および工作物の色彩基準は、次頁からの「概要版鳥取市景観計画」を抜粋したものとなります。

3.現在の届出基準に基づき申請された大規模太陽光発電施設について

- ① (株)マルカン : 工場の屋根に大規模太陽光発電パネルを設置(湖山東)
- ② 大鳥機工(株) : 大規模太陽光発電施設を建設(松原)
- ③ 野里電気工業(株) : 大規模太陽光発電施設を建設(気高)

平成24年度に(株)マルカンより1件、平成25年度に2件、合計3件の申請が有りました。現在鳥取市が指導している例といたしまして、緑化に関しては、周りの景観と調和した緑化をするように指導しております。道路沿いに低木を等間隔に設置したり、太陽光パネルの周りにクローバーを植えたりしています。色彩に関しては、パネルの色が均一でないためマンセル値で示すのは難しいが、極力マンセル値で示すように指導しています。また、なるべく太陽光の反射を軽減させる製品を使用するよう指導しています。

3 届出の対象となる行為 / 手続きの流れ

(1) 届出の対象となる行為

鳥取市全域において、下表に該当する行為を行う場合には、行為に着手する日の30日前までに、市の窓口への景観法に基づく届出が必要になります。

届出対象行為類型		A. 市域全域 (景観形成重点区域B、C、D、Eを除く。)	B. 久松山山系景観形成重点区域	C. 湖山池景観形成重点区域	D. 因幡白兔景観形成重点区域
建築物の建築等	建築物の新築又は移転 (右記の規模を超えることとなる増築又は改築を含む。)	高さ13m超又は建築面積1,000㎡超(商業地域等(※)にあっては、高さ20m超又は建築面積1,500㎡超)	高さ13m超又は延べ床面積200㎡超		高さ5m超又は延べ床面積10㎡超
	建築物の増築・改築、外観を変更することとなる修繕・模様替、色彩の変更	上記に該当する建築物において、当該行為に係る部分の面積の合計が10㎡超			
工作物(建築物を除く。)の建設等 <small>(右記の規模を超えることとなる増築又は改築を含む。)</small>	①煙突、排気塔その他これらに類するもの	高さ13m超又は築造面積1,000㎡超	高さ5m超	高さ5m超	高さ5m超
	②広告塔、広告板、装飾塔その他これらに類するもの	(建築物に付設される場合は、高さ5m超、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ13m超)	(建築物に付設される場合は、高さ1m超、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ5m超)	(建築物に付設される場合は、高さ1m超、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ5m超)	(建築物に付設される場合は、高さ1m超、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ5m超)
	③電波塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの				
	④高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの				
	⑤彫像、記念碑その他これらに類するもの				
	⑥鉄柱、木柱その他これらに類するもの(⑦の支持物を除く。)				
	⑦電線、索道用架線その他これらに類するもの(これらの支持物を含む。)	高さ20m超	高さ(建築物に付設される場合は、地盤面から上端までの高さ)15m超	高さ(建築物に付設される場合は、地盤面から上端までの高さ)13m超	高さ(建築物に付設される場合は、地盤面から上端までの高さ)13m超
	⑧観覧車、飛行塔、コースターその他これらに類するもの	高さ13m超又は築造面積1,000㎡超	高さ(建築物に付設される場合は、地盤面から上端までの高さ)5m超又は築造面積10㎡超	高さ(建築物に付設される場合は、地盤面から上端までの高さ)5m超又は築造面積10㎡超	高さ(建築物に付設される場合は、地盤面から上端までの高さ)5m超又は築造面積10㎡超
	⑨コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシュプラントその他これらに類するもの	高さ13m超又は築造面積1,000㎡超	高さ(建築物に付設される場合は、高さ5m超、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ13m超)		
	⑩石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵・処理施設				
	⑪汚水処理施設、ごみ処理施設、し尿処理施設その他これらに類するもの				
	⑫塀、さく、垣(生け垣を除く。)、擁壁その他これらに類するもの	高さ3m超	高さ1.5m超	高さ1.5m超	高さ1.5m超
	⑬自動車車庫、物件保管施設その他これらに類するもの	高さ13m超又は築造面積1,000㎡超	築造面積200㎡超	築造面積10㎡超	築造面積10㎡超
工作物の増築・改築、外観を変更することとなる修繕・模様替、色彩の変更	上記に該当する工作物において、当該行為に係る部分の面積の合計が10㎡超				
開発行為	土地の面積10,000㎡超又は行為に伴い生じる法面又は擁壁の高さ5m超及び長さ10m超	土地の面積500㎡超又は行為に伴い生じる法面又は擁壁の高さ1.5m超	土地の面積500㎡超又は行為に伴い生じる法面又は擁壁の高さ1.5m超	土地の面積500㎡超又は行為に伴い生じる法面又は擁壁の高さ1.5m超	土地の面積500㎡超又は行為に伴い生じる法面又は擁壁の高さ1.5m超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更(開発行為を除く。)	土地の面積10,000㎡超又は行為に伴い生じる法面又は擁壁の高さ5m超及び長さ10m超	土地の面積500㎡超又は行為に伴い生じる法面又は擁壁の高さ1.5m超	土地の面積500㎡超又は行為に伴い生じる法面又は擁壁の高さ1.5m超	土地の面積500㎡超又は行為に伴い生じる法面又は擁壁の高さ1.5m超	土地の面積500㎡超又は行為に伴い生じる法面又は擁壁の高さ1.5m超
木竹の伐採	伐採面積10ha超	高さ10m超又は伐採面積500㎡超	高さ10m超又は伐採面積500㎡超	高さ10m超又は伐採面積500㎡超	高さ10m超又は伐採面積500㎡超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件のたい積	高さ5m超又はその用に供される土地の面積1,000㎡超	高さ1.5m超又はその用に供される土地の面積100㎡超	高さ1.5m超又はその用に供される土地の面積100㎡超	高さ1.5m超又はその用に供される土地の面積100㎡超	高さ1.5m超又はその用に供される土地の面積100㎡超
特定照明	照明の対象となる建築物等の高さ13m超	照明の対象となる建築物等の高さ5m超	照明の対象となる建築物等の高さ5m超	照明の対象となる建築物等の高さ5m超	照明の対象となる建築物等の高さ5m超

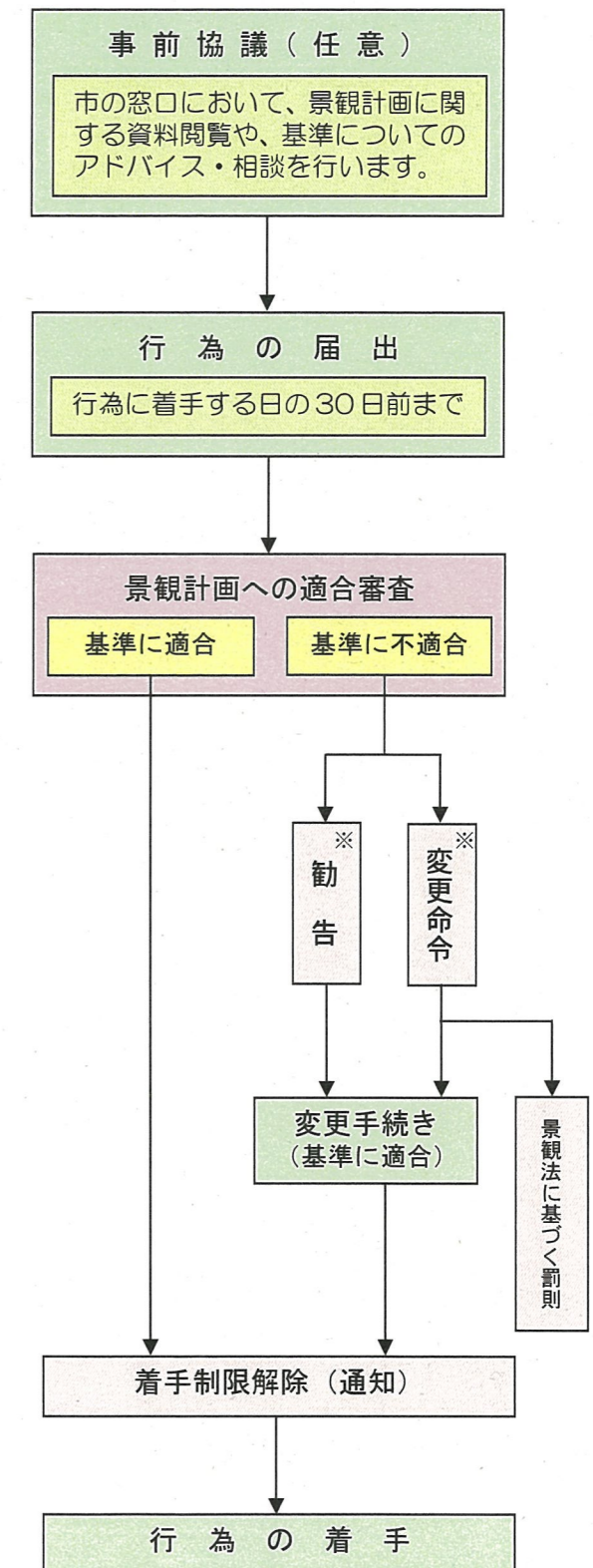
※「商業地域等」とは、都市計画法に規定する用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。

(2) 届出適用除外の行為

以下の行為を行う場合には、景観法に基づく届出の必要はありません。

- 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設、仮設の工作物の建設等
- 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採、枯損した木竹又は危険な木竹の伐採、自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採等
- 設置期間が90日を超えない建築物の建築等又は工作物の建設等
- 建築物又は工作物の改築であって、その外観又は色彩の変更を伴わないもの
- 農業又は林業を営むために行う土地の形質の変更又は木竹の伐採 など

(3) 手続きの流れ



※建築物、工作物の形態意匠の制限の内、色彩の規制に適合しない場合は「変更命令」の対象になります。その他の行為については「勧告」の対象になります。

景観づくりの基準

■建築物・工作物の色彩

全地区

- ・周辺の景観と調和した色彩とすること。
- ・異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とすること。

各地区

- ・建築物、工作物の外観のベースカラー（※）は、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。

■市域全域（景観形成重点区域を除く）

有彩色の色相（※）	彩 度	
	商業地域等（※）	その他
0.1R~10R	6 以下	4 以下
0.1YR~5Y	6 以下	6 以下
上記以外の色相	6 以下	2 以下

■久松山山系景観形成重点区域・湖山池景観形成重点区域

有彩色の色相	彩 度
0.1R~10R	4 以下
0.1YR~5Y	3 以下
上記以外の色相	2 以下

■因幡白兎景観形成重点区域

有彩色の色相	彩 度
0.1R~10R	2 以下
0.1YR~5Y	4 以下
上記以外の色相	2 以下

■鹿野城下町景観形成重点区域

有彩色の色相	彩 度
0.1R~10R	4 以下
0.1YR~5Y	6 以下
上記以外の色相	2 以下

- ・屋根瓦の色は、次のとおりとすること。

屋根瓦の色	対象地区
赤茶色	上町・下町・立町・山根町・大工町
銀黒色	殿町
黒・銀黒色	鍛冶町・紺屋町



それぞれの住宅が同系統の色彩で統一され、連続感のある街なみ景観が形成されています。



低彩度の色調で建物全体が仕上げられてあり、落ち着いたある柔らかな印象を周辺に与えています。



赤茶色の和瓦で統一された屋根及び庇の連なりは、落ち着いた雰囲気を出し、それが街なみの味わい深さにつながっています。



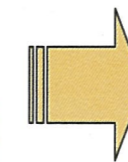
建物外観の色彩を落ち着いた色調にすることによって、周辺景観との調和を図っています。

建築物等の配色手法

様々な色の建物が建ち並びと雑然とした印象を周辺に与えます。また、すべて同じ色に統一すると単調で退屈な印象になります。美しく魅力ある街なみ景観は、適度な変化の中に、全体として統一性と秩序を保つことによって創られます。そのためには、個々の主張をぶつけ合うのではなく、建物相互の色彩調整を図ることが重要となります。具体的には、下図に示すように色彩の三属性である色相や明度、彩度のいずれかをそろえる方法などが考えられます。



様々な色の建物が建ち並んだばらばらな街なみ



〈配色手法-1〉
同じような色相(いろあい)でそろえる。

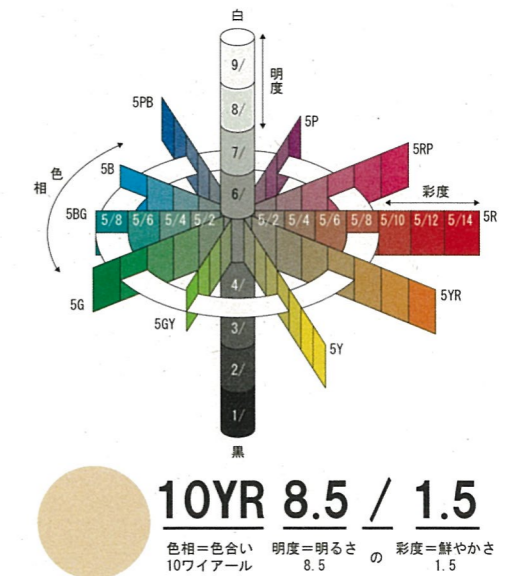


〈配色手法-2〉
同じような明度(あかるさ)、彩度(あざやかさ)でそろえる。

色彩の考え方

街なみの美しさや個性を表す建物などの外観の色彩は、地域の自然や歴史、建物の連続性などに配慮して選ぶことが大切になります。鳥取市景観計画では、色彩を正確に表すための尺度として、マンセル表色系を採用しています。マンセル表色系では、ひとつの色彩を「色相(いろあい)」「明度(あかるさ)」「彩度(あざやかさ)」という3つの属性の組み合わせによって表現します。

- **色相**は、いろあいを表します。10種の基本色(赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫)の頭文字をとったアルファベット(R, YR, Y, GY, G, BG, B, PB, P, RP)とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。
- **明度**は、あかるさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。
- **彩度**は、あざやかさを0から14程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、灰色などの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きくなります。
- **マンセル記号**は、これら3つの属性を組み合わせるとひとつの色彩を表す記号です。たとえば、右の色彩は、10YR8.5/1.5と表記します。



※印刷のため、実際の色彩とは異なる場合があります。

※ 色彩に関する事項については、日本工業規格のZ8721（色の表示方法～三属性による表示）による。

※ 「ベースカラー」とは、建築物等本体の屋根又は外壁（着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分は除く。）のそれぞれについて、過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、その全てをベースカラーとして取り扱う。

※ 「商業地域等」とは、都市計画法に規定する用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。

※ 「有彩色」とは、白、黒、灰色以外のすべての色のことを指します。